

平成31年度情報管理業務に関する事業計画書
(平成31年4月1日～平成32年3月31日)

公益財団法人自動車リサイクル促進センター(以下「本財団」という。)は、循環型社会の構築に向け、自動車リサイクルの一層の推進を通じて、公益財団法人として社会に貢献することが使命であり、資源の有効な利用の向上及び環境の保全に資するため、自動車等のリサイクル及び適正処理の促進に関する事業を行っている。

本財団は、平成15年6月24日に使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号。以下「法」という。)第114条に規定する情報管理センターに指定されており、法第115条に規定する情報管理業務を確実かつ効率的に実施している。

I 基本方針

本財団は、自動車リサイクル制度の更なる発展に向けた理解活動の推進、自治体における大規模災害対策への取組支援及び自動車リサイクル制度のリスク対策の実施等の新規及び強化施策に取り組むことを通じて、社会への貢献を拡大していくことを中期的な方針としている。中期事業計画最終年度となる平成31年度は、更に成果を積み重ね、併せて次の成長発展へ向けた「第2次中期事業計画(2020-2022)」を策定する。また、引き続き質の向上、効率化、自動車リサイクル制度の安定稼働及び運営の基盤強化に取り組む。

情報管理センターは、平成31年度においても、法第115条に規定された情報管理業務を行う。具体的には、移動報告事業及び電子マニフェストシステムの維持・管理及び改善等、コンタクトセンターの維持・管理及び改善等、書面利用移動報告事業、書類等交付事業、移動報告事項送信事業を、確実かつ効率的に実施する。

平成31年度は以上に加えて、自動車リサイクル情報システムの利用者の利便性向上を図るための改善を実施するとともに、コンタクトセンター業務の改善と合理化により、問合せ応答率を高め、利用者及び関係者の満足度を向上する。

II 事業内容

平成31年度に情報管理業務として実施する主要な事業は以下のとおりである。

1. 移動報告事業及び電子マニフェストシステムの維持・管理及び改善等

関連事業者等が報告した使用済自動車等の移動報告情報を保守・管理する事業(ファイルの閲覧への対応及び自治体への遅延報告を含む。)を行うとともに、適正処理の促進及び理解普及のため、電子マニフェストシステムから得られる情報の積極的な活用に努める。

また、システム運用の円滑化を図るべく、電子マニフェストシステムの利用実態を調査・分析し、環境整備等の改善活動を実施する。主な実施内容は以下のとおり。

(1) 電子マニフェストシステムの改善

事業者の登録・許可及びシステム登録における自動失効の防止・削減

により事業者の再登録を抑制するため、平成31年8月までに電子マニフェストシステムを改善する。

(2) 移動報告継続不可車両の取扱い検討

使用済自動車として引取後、車両の滅失や事業者の廃業が理由で長期移動報告がなされていない車両の情報を整理し、自治体とともに状況を確認のうえ、当該移動報告情報を適正化する方法を平成32年1月までに検討する。

(3) 練習用システムの改訂及び周知

自動車リサイクルシステムに関する関連事業者等の理解を深めるため、既存の練習用システムに解説ページや新たなシナリオを拡充し、自動車リサイクル情報システムホームページ、関係団体や各種研修等を通じて平成32年3月までに関係者へ周知する。

2. コンタクトセンターの維持・管理及び改善等

関連事業者や自動車ユーザー等からの電子マニフェストシステムに関する問合せに適切に対応するとともに、コンタクトセンターの効率的かつ安定的な運営に努める。主な実施内容は以下のとおり。

(1) コンタクトセンター及び輸出返還事務センターの統合

自動車所有者や関連事業者との接点であるコンタクトセンター業務と輸出返還業務については、これまで別々の問合せ窓口センターを設置していたが、平成31年4月1日より1つのセンターに統合し、自動車所有者や関連事業者の更なる利便性向上を図る。併せて、統合効果による新コンタクトセンターの業務の集約化や要員体制の最適化等を推進し、業務の更なる品質向上と効率化を図る。

(2) 問合せ者の満足度向上

統合によりコンタクトセンターの体制強化を図り、対応の質を更に高めつつ、月間応答率90%以上を目指す。また、問合せ内容を分析し、十分な情報発信に繋げることで、問合せ者の満足度を高める。

3. 書面利用移動報告事業

パソコンでの移動報告が出来ない関連事業者に対応するため、関連事業者からの申請に基づき、移動報告を代行する。

4. 書類等交付事業

最終所有者が重量税還付を受けるため、関連事業者等からの書類等交付請求に対し、解体通知車台発行状況結果等の書類を交付する。

5. 移動報告事項送信事業

自動車製造業者等が再資源化等預託金を収受するため、自動車製造業者等から委託を受けて、再資源化等預託金の払渡しを請求するために必要な情報を資金管理法人へ送信する。

6. 自動車リサイクル情報システムの刷新に向けた取組み

平成30年度に開催した資金管理業務諮問委員会にて特預金の使途の1つとして審議された自動車リサイクル情報システムの刷新(必要性、規模、費用負担の方法等)について、平成31年度は稼働開始までのスケジュール等を策定する。また、自動車所有者及び関連事業者の利便性向上や業務効率化等に係る実現可能な施策の具体化を進め、より高度な自動車リサイクル情報システムの将来像の検討に着手する。

以上